

令和 7 年第 4 回八雲町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 7 年 1 2 月 1 6 日

○議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 13 号 令和 7 年度八雲町一般会計補正予算（第 8 号） |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 八雲町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 八雲町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 八雲町公共下水道条例及び八雲町給水条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 発議第 1 号 安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書 |
| 日程第 10 | 発議第 2 号 最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書 |
| 日程第 11 | 発議第 3 号 クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書 |
| 日程第 12 | 発議第 4 号 衆議院の定数削減に関する意見書 |
| 日程第 13 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について |

○出席議員（14名）

	1番	斎藤	實	君		2番	横田	喜世志	君
	3番	水野	博美	君		4番	赤井	睦美	君
	5番	黒島	竹満	君		6番	安藤	辰行	君
	7番	寺田	広樹	君		8番	倉地	清子	君
	9番	小西	雄一	君		10番	関口	正博	君
副議長	11番	宮本	雅晴	君		12番	三澤	公雄	君
	13番	牧野	仁	君	議長	14番	大久保	建一	君

○出席説明員

町 長	萬 谷 俊 美 君	副 町 長	竹 内 友 身 君
総 務 課 長		財 務 課 長	井 口 貴 光 君
兼新庁舎建設推進室長	川 崎 芳 則 君		
併選挙管理委員会事務局長		政策推進課参事	戸 田 淳 君
政策推進課長	川 口 拓 也 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
会 計 管 理 者	佐 藤 尚 君	保健福祉課長	石 黒 陽 子 君
兼 会 計 課 長	相 木 英 典 君	商工観光労政課長	石 坂 浩太郎 君
住民生活課長	加 藤 貴 久 君		
農 林 課 長		環境水道課長	横 田 盛 二 君
併農業委員会事務局長	藤 田 好 彦 君	落 部 支 所 長	阿 部 雄 一 君
建 設 課 長	吉 田 一 久 君	学 校 教 育 課 長	三 坂 亮 司 君
兼公園緑地推進室長		兼学校給食センター長	
水 産 課 長	西 田 浩 人 君	社会教育課長	
教 育 長		兼 図 書 館 長	佐 藤 真理子 君
	池 田 忠 寛 君	郷土資料館長	
学校教育課参事		町史編さん室長	
		農業委員会会長	日 野 昭 君
体 育 課 長	伊 藤 勝 君	監 査 委 員	千 田 浩 文 君
選挙管理委員会委員長	外 崎 正 廣 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	総合病院地域医療連携課長	佐々木 裕 一 君
総合病院医事課長	佐 藤 哲 也 君	八雲消防署長	中 野 悟 司 君
消 防 長	河 井 治 彦 君	八雲消防署予防課長	横 田 和 彦 君
八雲消防署庶務課長	小 林 伸 也 君		
八雲消防署警防救急課長	鈴 木 慎 也 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長		地域振興課参事	小笠原 一 信 君
兼地域振興課長	田 村 春 夫 君		
併熊石教育事務所長		産 業 課 長	佐々木 直 樹 君
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君
熊 石 消 防 署 長	関 晃 弘 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	野 口 義 人 君	併議会事務局次長	藤 原 悟 史 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
議 事 係 長	千 代 貴 大 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開議 午前 10 時 00 分〕

◎ 開会宣告

○議長（大久保建一君） おはようございます。ただいまの出席議員は 14 名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大久保建一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、水野博美議員と小西雄一議員を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（大久保建一君） これより、局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野口義人君） ご報告いたします。

本日の会議に、議員発議によります意見書案 4 件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

また、事前配付しております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり、訂正をお願いいたします。以上でございます。

◎ 日程第 2 議案第 13 号 令和 7 年度八雲町一般会計補正予算

○議長（大久保建一君） 日程第 2、議案第 13 号令和 7 年度八雲町一般会計補正予算第 8 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（井口貴光君） 議長、財務課長。

○議長（大久保建一君） 財務課長。

○財務課長（井口貴光君） おはようございます。議案第 13 号令和 7 年度八雲町一般会計補正予算第 8 号について、ご説明いたします。

追加議案書 1 ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 392 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 159 億 4,107 万 3 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

議案書 5 ページ下段をお願いいたします。10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 392 万 2 千円の追加は、スクールバスわかくさ号の故障に伴う車両整備費であります。

本車両は、平成 23 年 12 月に購入した 46 人乗りのバスで、山崎、花浦、立岩地区の児童生徒の送迎を行うためのスクールバスとして運行しております。

11 月 27 日の朝、児童生徒を乗車させて運行中、エンジンの不調による警告が表示されたことから、安全を確保するため、運行を中止し、他のスクールバスにより児童生徒を学校

まで送り届けたところではありますが、専門業者に故障の状態を確認したところ、修理不可能な状態のため、エンジンの交換が必要であることが判明したもので、エンジンの交換に係る車両整備費として、392万2千円を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、392万2千円の追加であります。

続いて、歳入であります。

同じく議案書5ページ上段をお願いいたします。11款1項1目地方交付税392万2千円の追加は、歳出に対応した普通交付税であります。補正する歳入の合計は、歳出と同額の392万2千円の追加であります。

以上で、議案第13号、令和7年度八雲町一般会計補正予算第8号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） スクールバスは、運行終了後もしくは始業前も点検されていると思うんですけども、この異常ランプが付いた原因みたいなものは特定されているのでしょうか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（大久保建一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 三澤議員の質問にお答えします。バスにつきましては、運行前点検、必ず点検してございます。

この車両につきましては、過去の3カ月点検の時点から、冷却水の減りがあるようだということの指摘を受け、特に注意しながら定期的に冷却水等を補充しながら運航してございましたが、この日、突然警報が鳴り、派遣が出て、車の運行を中止したということで、原因については、エンジン本体の不調ということで、事前にはこういったケースの場合には分からない故障だというふうに言われております。

○議長（大久保建一君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

**◎日程第3 議案第1号 八雲町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例**

○議長（大久保建一君） 日程第3、議案第1号 八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第1号 八雲町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書1ページからでございます。

本件は、現在、全国の自治体ですすめられている、地方公共団体情報システムの標準化により、これまで各自治体が独自で登録・管理してきた住民登録のない方々の宛名番号等の管理機能が、当該情報システムに設けられることとなり、今後、この機能を扱う事務については、国の番号法に基づき、町の独自利用事務として条例の定めが必要となることから、既設条例の一部を改正するものであります。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

はじめに、改正後の条文、第4条第4項として、町長又は教育委員会は、番号法に掲げる事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の管理情報であって、自らが保有するものを利用できる旨、規定を追加するものです。

また、この規定の追加により、これまでの第4項を第5項に繰り下げするものであります。

つづいて、下段、別表第1の改正では、改正後の3の項に町長、4の項に教育委員会を追加し、それぞれの右の欄には、住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報管理事務について規則委任することを規定するものです。

次に、2ページに移り、別表第2の改正は、改正後の1の町長の項、右の欄の太枠内、ここに新たに、住登外者宛名情報について規則委任することを追加し、また、2の町長の項、右の欄の規定中に、住登外者宛名情報の文言を加えるものであります。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行日を、公布の日からとするものです。

以上、簡単ですが議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 読んでてわからないわけではないので。ただ、この住登外者の便宜上をつける番号っていうのは、八雲町のみで使える番号になるんでしょうか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） こちらの番号は、八雲町で独自で起こしている個人番号になりますので、八雲町のみで活用する番号になります。

○議長（大久保建一君） よろしいですか。

○2番（横田喜世志君） はい

○議長（大久保建一君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第4号 八雲町乳児等通園支援事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例

○議長（大久保建一君） 日程第4、議案第4号八雲町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（大久保建一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第4号、八雲町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、ご説明いたします。

議案書15ページをお開き願います。

この度の新規条例制定は、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、保育所などに通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを養育している家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設され、改正後の児童福祉法第34条の16第1項において、町が乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないと規定されていることから、八雲町において国の基準をもとに条例の新規制定を行うものであります。

本条例は、第1条から第28条で構成されており、順にご説明いたします。

第1条は、本条例が、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるための条例であることを規定しております。

第2条は、この条例で使用される用語の定義を定めております。第1号から第3号まで記載のとおりとなっております。

第3条は、最低基準の目的を定めており、第1項で明るく衛生的な環境において、適切な職員が、乳児等通園支援を提供することにより、利用する乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障し、また、第2項でこの目的を常に向上させるよう町の努力義務を規定しております。

第4条は最低基準について、第1項で事業者が、最低基準を超えて設備及び運営を向上させること、第2項で、設備及び運営を低下させてはならないこと、第3項で保護者等の意見を聞き、設備や運営を向上させるよう事業者に町長が勧告できることを規定しております。

第5条は、一般原則を規定しており、第1項で事業者が、利用する乳幼児の人権への配慮や人格を尊重して運営を行うこと、第2項で地域との連携や保護者へ運営についての説明を行うこと、第3項で、事業の質の評価を行い、改善を図らなければならないこと、16ページ第4項で定期的に事業の評価を受けて公表し、改善を図るよう努めること、第5項で、必要な設備を設置すること、第6項で構造設備の危害防止に考慮を払わなければならない旨を規定しております。

第6条は、第1項で事業者に消火用具、災害設備を設けること、また非常災害に対する訓練を行うことを規定し、第2項で毎月1回の避難消火訓練を義務づけるものであります。

第7条は、第1項で事業者に対し、乳幼児の安全確保を図るため、安全計画の策定を義務づけ、第2項で、従事職員の研修及び訓練を実施しなければならない旨を定め、第3項で保護者に対し安全計画の周知を義務づけ、第4項で安全計画の見直しを行うよう規定するものであります。

第8条は、自動車を運行する場合の規定であり、第1項で事業所外での活動等に対し、乳幼児の所在を確実に把握できる方法により確認すること、第2項で送迎を目的とする自動車を使用する場合の乳幼児の見落としをしない装置の設置を規定するものであります。

17ページ、第9条は、職員の勤務にあたっての一般的条件を規定し、第10条は、職員の研修等について規定しております。

第11条は、乳児等通園支援事業所が保育施設等の他の社会福祉施設等と合わせて当該事業所を設置する場合には、設備及び職員を兼ねることができる旨を規定しております。

第12条は、利用する乳幼児を平等に取り扱う原則の規定となっており、第13条は、虐待をしてはいけない規定となっております。

第14条は、衛生管理の規定となっており、第1項で食器等の衛生的な管理に努めることを規定し、第2項で感染症及び食中毒の予防等のため、研修、訓練を実施するよう規定しており、第3項で医薬品を備えることを規定しております。

第15条は、事業所で食事の提供を行う場合に必要な設備について規定しております。

18 ページ、第 16 条は、事業者が運営についての重要事項を定める規定となっており、内容は第 1 号から第 11 号まで記載のとおりとなっております。

第 17 条は、事業所に備えるべき帳簿について規定しており、第 18 条は、利用乳幼児等の情報の秘密保持について規定しております。

第 19 条は、苦情への対応について規定しており、第 1 項で事業者の苦情受付窓口の設置について定め、第 2 項で町の指導・助言への対応の規定となっております。

第 20 条は、第 1 項で、乳児等通園支援事業は、一般型と余裕活用型の二つに区分されることを規定しており、第 2 項で一般型について定め、第 3 項で余裕活用型は、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所などにおいて、利用する児童の数が、利用定員の総数に満たない場合に、利用定員の数以下まで乳児等通園支援事業を行う事業であることを規定しております。

19 ページ、第 21 条は、事業所の設備の基準について規定しており、第 1 号から第 7 号及び第 8 号アからクまで記載のとおりとなっております。

21 ページ、第 22 条は、職員の基準について規定しており、第 1 項で職員は町長が認めた研修を修了した者を置かなければならない旨を定め、第 2 項で職員の半数を保育士とすること。また、従事職員が 2 人を下回ることとはできないことを規定しており、第 3 項で第 1 号、第 2 号に定める場合には、従事職員が 1 人でも実施できる旨を規定しております。

22 ページ、第 23 条は、特例保育を行う場合の設備や職員の特例について規定しております。

第 24 条は、支援の内容について内閣総理大臣が定める基準に準じて行われるよう定め、第 25 条は、保護者と密接な連絡をとることなどを規定しております。

第 26 条は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定しており、それぞれ第 1 号から第 4 号の施設について、それぞれ国で定める基準によるものとする旨を規定しております。

第 27 条は、第 24 条の支援の内容及び第 25 条の保護者との連絡についての規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業においても準用する旨を規定しております。

第 28 条は、電磁的記録について規定しており、書面で行うことが想定されるものについては、電磁的記録での作成を可能とすることを規定しております。

また、23 ページ附則において、この条例の施行日を公布の日からとし、第 23 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上、議案第 4 号、八雲町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 1 条に、乳幼児の関わる設備とか運営に関わる基準を定めるもの

とするというふうに訴えていまして。そして、5条では、乳幼児の人権に十分配慮すること、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないという。

こういった、一通り課長が説明していましたが、今まで人格っていうものは、特に乳幼児に関しては、保護者の人格を尊重するという感じで、乳幼児に対して一人一人の人格を尊重するという考えがあまりなかったもので、こういった条例を作って、つまり生まれてから、子育ての親だけではなくて、子どもに対してスタート時点からしっかり本人の人格を尊重するという八雲町の姿勢を表した条例だなと思って聞いておりました。

つまり、今回、乳幼児のことですけれども、乳幼児の次の成長の段階では、児童。そして生徒という流れを切れ目なく、一人一人の人権を尊重していくという八雲町の姿勢の表れだというふうにして読みましたけれども、私のその理解に間違いはないでしょうか。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（大久保建一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） この条例は、子ども子育て支援法に基づき制定しているものであります。子ども子育て支援法の基本的な考え方というのは、子どもの人権、人格を尊重して、子どもの成育を促すということを目的としてやっておりますので、八雲町としても、その法の趣旨に基づいて、子どものよりよい成長のために人格、人権を尊重して運営をしていくということであります。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） ということであれば、周りがそういうふうに一人一人の人権、人格を尊重することと同時に、その当事者が自分の人権、人格を大切にするという考え方が合わせてやっていかなければいけないと思うんですね。そういった時に、今回そのことも保証している内容だと思っています。

そうであれば、でこぼこがないように行うためには、僕は回数を重ねて、包括的性教育に関して述べてますけれども、そういうふうに保育園の段階でもやられているとは聞いています。

一方で、小学校、中学校の段階では、なかなか一人一人の人権、人格を尊重して学ぶための包括的性教育という分野で、ちょっと認識のズレが生まれているような時期があったと思っています。

今回、乳幼児等にまで、一人一人の人格を尊重して、乳幼児の人権も十分配慮するという文言がある以上、1年、1年成長していく子供たちのことを考えたときに、小中の教育課程でもしっかりそのことを尊重し、学ぶ環境をつくっていかなければならないと思いますけれども、そのことに間違いはないでしょうか。

○議長（大久保建一君） 暫時休憩いたします。

休憩

再開

○議長（大久保建一君） それでは、再開いたします。

すいません。先ほどの三澤議員の質問はなしということでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第5号 八雲町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（大久保建一君） 日程第5、議案第5号八雲町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（大久保建一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 議案第5号、八雲町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、ご説明いたします。

議案書24ページをお開き願います。

この度の新規条例制定は、先ほどご説明した、令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、創設された乳児等通園支援事業に関し、改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する第46条第2項において、町が特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めなければならないと規定されていることから、八雲町において、国の基準をもとに条例の新規制定を行うものであります。

乳児等通園支援事業を行う事業所は、先ほどご説明した条例において認可を受け、これから説明いたします条例にて、基準を満たしている事業所であると確認を受けると、特定乳児等通園支援事業者となり、給付が受けられる事業者となります。この確認のための本条例は、基本的に国の基準に従い、制定することとなります。第1条から第33条で構成されており、順にご説明いたします。

第1条は、本条例が、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例であることを規定しております。

第2条は一般原則を規定しており、第1項で子どもが成長するために適切な環境を確保することを目指すことが規定され、第2項で事業者は子どもの人格を尊重するよう努めなければならないことを定め、第3項で事業者は、地域及び家庭の結びつき、他の事業者との密接な連携に努めることを定め、第4項で事業者は、子どもの人権の擁護等のため、必要な体制整備を行うこと、従事する職員に対し、研修等の必要な措置を講ずることを規定しております。

第3条は、利用定員について規定しており、事業者に対し、第1項各号の区分で、1時間当たりの利用定員を定めることを規定し、第2項で、1か月あたりの利用定員を定めなければならない規定となります。

25 ページ第4条は、面談について規定しており、第1項で利用時に子ども及び保護者の面談を行うことを定め、第2項で保護者に対し運営規程等の重要事項を文書で交付することを定め、第3項で支援の提供について保護者の同意を得ることを規定しております。

第5条は、保護者からの利用の申し込みに対し、正当な理由以外での利用拒否はできないことを規定しております。

第6条は、保護者から求めがあった場合、町が行うあっせん及び要請を事業者は協力しなければならないことを規定しております。

第7条は、当該事業を最初の利用を行うに際し、町から発行された支給認定証により事業者が保護者等の氏名等を確認することを規定しております。

第8条は、町から当該事業の対象者であることの認定を受けていない保護者からの申し込みがあった場合の対応について、速やかな対応をしなければならないことを規定しております。

第9条は、事業者が、支援の提供を行うにあたり、こどもとその保護者の心身の状況などを把握するよう努めることを規定しております。

26 ページ第10条は、保育施設等との連携について定めており、当該事業利用後の保育施設の利用に対し情報提供に努めることを規定しております。

第11条は、特定乳児等通園支援の提供の記録について整備することを規定しております。

第12条は、支払について規定しており、第1項で当該事業費用に関し、町が事業者に直接支払う法定代理受領を受けない場合は、保護者から直接、費用の支払いを受けることを定め、第2項で第1項で定める額のほか、必要と認められる対価について、保護者から支払いを受けることをできることを定め、第3項で第1項、第2項で支払いを受ける額のほか、第1号から第5号に記載する費用について、保護者から支払いを受けることを定め、第4項で事業者が保護者に対し、領収書を交付しなければならないことを定め、27 ページ第5項で第2項、第3項にかかる費用について保護者から費用の支払いを求める場合には、その費用についての説明と同意を得ることを規定しております。

第13条は、乳児等支援給付費の額に係る通知等を規定しており、第1項で事業者が法定代理受領にて給付費を受けた場合は、保護者へ費用の額について通知を行うことを定め、第3項で、法定代理受領を行わない費用の額の支払いを受けた場合には、その提供した支

援の内容等を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を保護者へ交付することを規定しております。

第 14 条は、支援の取り扱い方針を定めており、保育所における指針に準じて、支援の提供を行うことを規定しております。

第 15 条は、第 1 項で、支援の評価及び改善を図ることを規定しており、第 2 項で外部の評価を受け公表すること、改善を図ることを規定しております。

第 16 条は、事業者は、子どもの保護者からの相談に応じ、必要な援助を行う旨を規定しております。

第 17 条は、事業所の職員は、子どもの体調不良等の緊急時に必要な対応を行わなければならない旨を規定しております。

28 ページ第 18 条は、事業者に対し、保護者の不正行為により行われた支給について、町へ通知することを規定しております。

第 19 条は、事業者が、記載の第 1 号から第 11 号までの運営に関する重要事項について、定めなければならない旨を規定しております。

第 20 条は、職員の勤務体制の確保に関する規定となり、第 1 項で職員の勤務体制を事業所ごとに定めることを規定し、第 2 項で事業所ごとの職員により、支援を行うことを定め、第 3 項で職員のための研修を行うことを規定しております。

第 21 条は、利用定員を超えて支援はできないことを規定しており、第 22 条は、運営規程等の重要な事項についての掲示及び閲覧できるようにしなければならない規定となっております。

29 ページ第 23 条は、子どもを差別してはならない規定となっており、第 24 条は、虐待等の禁止の規定となっております。

第 25 条は、第 1 項で業務上知りえた秘密を漏らしてはならない規定であり、第 2 項は、元職員であった者が知り得た秘密を漏らすことがないように、措置を講じることを定め、第 3 項で、保育施設等に子どもの情報を提供する場合は、保護者の同意を受けなければならないことを規定しております。

第 26 条は、第 1 項で保護者が適切に、事業者を選択できるよう、情報の提供に努めることを定め、第 2 項で、虚偽または誇大な広告をしてはならないことを規定しております。

第 27 条は、第 1 項で事業者は、当該事業を利用するために、保護者が事業者を紹介されたことの対償として、保育施設又は職員等に、金品等の利益供与等をしてはならない旨を規定しており、30 ページ、第 2 項で事業者は、保育施設等から当該事業を利用した家族を紹介することの対償として、金品等の利益を収受してはならない旨を規定しております。

第 28 条は、第 1 項で保護者等からの苦情に対し、窓口の設置等を定めることを規定し、第 2 項で苦情の内容を記録することを定め、第 3 項で事業者に対し、苦情に関しての町が行う事業への協力をするように定め、第 4 項で町が行う命令又は質問もしくは苦情に関して町が行う調査に協力すること、改善を行うことを定め、第 5 項でその改善の内容を町に報告しなければならないことを規定しております。

第29条は、事業者が運営を行うにあたって地域と連携を行い、協力を行う旨が規定されております。

第30条は、第1項第1号から第3号で事故の防止を行うことを定め、31ページ、第2項で事故が発生した場合の町及び保護者への連絡等を定め、第3項で事故の状況等を記録することを定め、第4項で賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償について定めた規定となっております。

第31条は、会計の区分について、当該事業と他の事業の会計は区分することを規定しております。

第32条は、第1項で職員、設備、会計の記録を整備しなければならないことを規定し、第2項第1号から第5号までの記録等を整備することを定め、かつ5年間保存しなければならない規定となっております。

第33条は、電磁的記録について規定しており、第1項で書面で行うことが規定されているものについては、電磁的記録により行うことを可能とすることを規定し、第2項で、書面等の交付又は提出について、電磁的方法によることも可能とし、32ページ第1号アイまたは第2号でその方法について規定しているものであります。

第3項では、電磁的方法が記録を出力できるものでなければならないことを定め、第4項で、電磁的方法による場合には、第1号、第2号に掲げる事項を示し、保護者に承諾を得なければならない旨を規定しております。

第5項では、保護者から電子的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合に、電子的方法で提供してはならない旨を定めております。

第6項では、この条例内の保護者からの同意の取得について、読み替え規定により電子的方法により行うことができることとしております。

また、33ページ附則において、この条例の施行日を令和8年4月1日からとするものであります。

以上、議案第5号、八雲町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） このことについて、私9月に若干質問しているんですが、そのうち、条例を定めなければならないという国の通達が来て、こういう結果になっていると思います。

その中で、私も費用だとかいうことを聞いているんですが、そのへんは明らかになってきているのでしょうか。差し支えなければ、話せるところまで伺いたいと思います。

○住民生活課長（相木英典君） 議長、住民生活課長。

○議長（大久保建一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（相木英典君） 国から入ってくる費用の額については、まだ国のほうからは示されておられません。

目途としましては、12月下旬、12月中にということは言われておりますけれども、現時点で入ってくる費用の額については示されていないということでもあります。

○議長（大久保建一君） よろしいですか。他にございませんか。

質疑終結と認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。これより、直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第6号 八雲町公共下水道条例 及び八雲町給水条例の一部を改正する条例

○議長（大久保建一君） 日程第6、議案第6号八雲町公共下水道条例及び八雲町給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（大久保建一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第6号、八雲町公共下水道条例及び八雲町給水条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書34ページをお願いいたします。

八雲町内における排水設備工事及び給水装置工事については、八雲町が指定する事業者により工事を行うことになっております。令和6年1月に発生した能登半島地震では、個人が管理する排水設備及び給水装置の復旧が遅れ、水が使用できない状況が長期化いたしました。これは、被災した自治体の指定事業者が被災したことに加え、工事需要の集中により指定事業者の確保が困難な状況となったことが要因とされてございます。

こうした事情を踏まえ、災害等の場合においては、他の自治体が指定した事業者にも工事の実施を可能にするよう、条例に規定を設けることについて、国土交通省から通知があり、八雲町においても災害等の場合にあつて、八雲町の指定事業者の確保が困難と判断されるときは、早期復旧と工事の適正な実施を図ることができるよう、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

第1条、八雲町公共下水道条例の一部改正は、表内第6条排水設備指定工事店の指定に改正後の下線、ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときはこの限りでない、を追加するものであります。

第2条、八雲町給水条例の一部改正は、第8条工事の施行に改正後の下線、ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときはこの限りでない、を追加するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） ちょっと認識が間違っているかもしれませんが、広域で大きな災害が起こったときは、他の自治体から来るっていうのは、かなり遠隔地になると思うんですね。応援が来た時に。

なので、他の自治体の指定を受けた業者よりも地元で指定を受けていない業者のほうが迅速な活動ができるのかなと思ったりもするんですけども、そういった立て付けにはならないんですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（大久保建一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず、水道法において、指定事業者が給水装置を工事するということが規定されておりますので、指定されていない業者が給水装置の工事を行うことはできません。

それで、大規模災害がだいたい起きた時には、おそらく近隣市町においても同じ状況が想定されますので、例えば、北海道内であれば札幌地域ですとか、そういった道央圏、道北圏からの応援が可能になるよう、今回の条例を改正するものでございます。以上です。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 異議なしと認めます。

よって、本案を原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第7号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（大久保建一君） 日程第7、議案第7号八雲町火災予防条例の一部を改正する条

例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部予防課長（横田和彦君） 議長、消防本部予防課長。

○議長（大久保建一君） 消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（横田和彦君） 議案第7号、八雲町火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書36ページをお開き願います。

この度の改正は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実行性を高めることが必要であるとされることを踏まえ、火災予防条例の一部を改正することとなりました。

それでは改正部分についてご説明致します。

引き続き、議案書36ページから37ページになります。

改正後条文、第29条の改正は、火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にしたものであり、また、第29条第7号に規定する火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行ったものであります。

つづきまして、第29条の8及び第29条の9の改正は林野火災の予防に関する事項として追加されたものであります。

第29条の8に関しては、町長が気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、町の区域にある者は、火災予防条例第29条各号に定める火の使用制限に従うよう努めなければならないこととし、さらに、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとしたものであります。

第29条の9に関しては、町長が林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしたものであります。

議案書37ページをお開き願います。

つづきまして、第49条の3の3号の改正はこの後説明いたしますが、第52条の2が追加されたことによる、対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの、第52条第1項において露店等の第1項を明確にしたものであります。

議案書38ページをお開き願います。

第52条第1項の改正は、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にしたものであります。

また、第52条第2項に関しては、消防長及び消防署長は、火災予防条例第52条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることを追加したものであります。附則としてこの条例は、令和8年1月1日から施

行するものであります。

以上、議案第7号、八雲町火災予防条例の一部を改正する条例の説明と致します。よろしく願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 38ページの（1）で焚き火を追加したということなんですけども。焚き火だけでよかったんでしょうか。野焼きも法律上、規制されていない部分があると思うので、野焼きという言葉も入るべきかなと思って聞いておりましたけれども、なぜ焚き火だけなんですか。

○消防長（堤口 信君） 議長、消防長。

○議長（大久保建一君） 消防長。

○消防長（堤口 信君） 三澤議員のご質問にお答えいたします。もともと野焼きっていうのは、廃棄物処理法のほうで原則禁止されているということで、野焼きについては、例外がございまして、農業林業を営むためのやむを得ないものの廃棄物処理と、例えば、田んぼのあぜ焼きとか、もみ殻の粉炭焼きですとか、伐採の枝の焼却、あとは、宗教上の行事を行うため、どんどん焼きとかですね。あと、災害、風水害、火災、その他の災害の予防応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の処理、この辺は例外となっておりますが、焚き火に関しては、あくまで野焼きではございませんので、もともとの廃棄物処理法とはまた別でございますので、これは新たに規制させていただくという内容になっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 別件のことで野焼きのことを昨日ちょっと聞きに行った時に、野焼きは届け出が必要なのかと思ったら、届け出は必要ないってことだったような僕は理解してるんですけども、今言ったように、焚き火のほうが自由度があるので、今回焚き火をあえてここに入れて届け出をする、この火災予防の期間はするっていう条例だったんですが、野焼きも今のように例外規定があるわけですから、野焼きもここに含まれたほうが、実際に野焼きをする行為をするときに届け出をしなきゃという感じで、より防火体制がつきやすいのかなと思って尋ねたわけです。

それであれば、野焼きに関しては、今、答弁でおっしゃったように、他の法律で条例よりも厳しい法律で規定があるので、ここには載せなくても大丈夫だという理解でよろしいんでしょうか。

○消防長（堤口 信君） 議長、消防長。

○議長（大久保建一君） 消防長。

○消防長（堤口 信君） もともと野焼きが届け出が必要ないってことではございま

せんので、火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれのある行為っていうのを届け出を出していただいているところです。

野焼きに関しても、法律上は物処理法に触れないものであるということでございますと、うちのほうに届け出を出していただくということで、これは、火災と見間違えとか延焼による火災の発生に早急に対応するために届け出を出していただいているものでございまして、これはあくまでこれを許可するものではございません。

それで、焚き火、また薪などを燃やす行為は違法ではないんですけれども、火災につながる危険性があるため、消防の指導監督の対象となるということで、野焼きに関しても、一応、許可があるものには、届け出していただくという考えでご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○12 番（三澤公雄君） わかりました。僕の理解不足でした。ありがとうございます。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 8 号 工事請負契約の締結について

○議長（大久保建一君） 日程第 8、議案第 8 号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（横田盛二君） 議長、環境水道課長。

○議長（大久保建一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 議案第 8 号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

議案書 39 ページをご覧ください。

本件は、八雲町リサイクルセンター火災復旧事業で、8 月 15 日に発生した火災に伴う復旧事業のうち、破碎処理設備の復旧改修工事 について、11 月 20 日に見積合せを執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1. 工事の種類は、八雲町リサイクルセンター破碎処理設備復旧改修工事で、工事内容

は、不燃、粗大ごみ破碎処理設備の機器撤去、機器据付及び修繕、消火散水、配管、集じんダクト、電気工事であります。

2. 契約の方法は、随意契約により、11月20日に見積合せ を執行したもので、

3. 契約の金額は、5億2,800万円で、4. 契約の相手方は、札幌市西区24軒1条7丁目2番39号新明和工業株式会社流体事業部営業本部北海道支店、支店長藤本康倫であります。

工期につきましては、契約日より令和9年3月19日まで であります。

以上で、議案第8号、工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 発議第1号 安心して必要な介護を受けられるように 制度の改善を求める意見書

○議長（大久保建一君） 日程第9、発議第1号安心して必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 発議第1号、安心して必要な介護を受けられるように、制度の改善を求める意見書について、提案説明させていただきます。

介護保険制度は、2000年に高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設されましたが、必要なサービスを利用できない実態が広がり、約9万2千人、厚生労働省雇用動態調査2024年、が家族の介護を理由として離職しています。介護現場の人手不足も深刻になっており、政府は2026年度に介護職員が約25万人不足すると示しています。

しかし、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年の月額6万9千円から月額8万3千円と拡大し、処遇改善は進んでいません。高齢化に伴い、介護需要が増加する一方で、

職場の人手不足は深刻となっており、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬の引き上げなどで、介護従事者の処遇を改善することが必要であります。

よって、国においては、必要な介護を受けることができないような事態を起こさないように、利用者負担の増加につながる見直しは行わないこと、国の財政支援を強化すること、介護職員の賃金、引き上げなどの処遇改善を行うことなど、制度の抜本的改善を強く求めるものであります。

議員、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 発議第 2 号最高裁判決に基づき

生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書

○議長（大久保建一君） 日程第 10、発議第 2 号最高裁判決に基づき、生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3 番（水野博美君） 議長、水野。

○議長（大久保建一君） 水野議員。

○3 番（水野博美君） 発議第 2 号、最高裁判決に基づき、生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書について、提出者を代表して説明させていただきます。

国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について、早急に実施するよう要望します。

1. 全面解決のために、国の責任において、生活保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに取ること。

2. 生活保護基準と連動する諸制度への影響調査、および被害回復を図ること。

3. 違法とされた保護基準の改定に至る経過について、原告、弁護団および当事者も入れた検証を行うこと。

以上、議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 11 発議第 3 号 クマ対策推進のために国の責任で 予算措置の拡充などを求める意見書

○議長（大久保建一君） 日程第 11、発議第 3 号クマ対策推進のために、国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 3 号、クマ対策推進のために、国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書について、提出者を代表して説明いたします。

今年度、北海道内では、ヒグマに関する被害が頻発し、2 名の死者が出るという非常に痛ましい事故も発生しています。クマによる被害は、全国的にも 10 月末までに死者が 12 名と過去最多となっています。市街地や人家の周辺などで発生が多発しており、地域行事の中止や子どもの通学の送り迎えなど、市民生活全般に大きな影響を与えています。

よって、国においては、制度が円滑に運用されるとともに、被害による地域経済への影響を最小限にするため、下記 3 つの事項について、適切な措置を講じていただくよう、強く要望するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 発議第 4 号 衆議院の定数削減に関する意見書

○議長（大久保建一君） 日程第 12、発議第 4 号衆議院の定数削減に関する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 4 号、衆議院の定数削減に関する意見書について提案説明いたします。

国は、自民党と日本維新の会が身を切る改革として、連立合意に盛り込んだ衆議院の定数削減を進めようとしています。定数 465 議席のうちの 1 割削減を目標にしつつ、176 議席ある比例代表での削減が検討されています。国会議員の定数が多すぎることを削減の理由にしていますが、日本の国会議員定数は、100 万人当たり 5.6 人と、経済協力開発機構加盟国 38 か国中で 36 番目、G 7 の中でも 2 番目に少ないのが現状であります。

報道機関からも、やみくもな定数削減は身を切る改革ではなく、民意を切ることになりかねない。国会は国権の最高機関であり、国会議員は主権者である国民の代表だ。それを安易に減らせば、有権者の声が国政に、届きにくくなる。比例代表を減らせば、少数政党に不利でこぼれる民意が出るなど、問題視する指摘がされています。

よって、国会においては、衆議院の定数削減を強行することなく、比例代表定数を確保し、民意を正確に反映する選挙制度へ向け、小選挙区制の問題を含めた本格的議論を開始するよう、強く要望するものであります。

議員、皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議がありますので、本案は、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（大久保建一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（大久保建一君） 日程第 13、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 令和 7 年最終の議会であります、第 4 回定例会を終了するにあたり、発言のお許しをいただきましたので、御礼のご挨拶を申し上げます。

はじめに、12 月 8 日に発生した青森県東方沖を震源とする地震により被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧が進み、日常生活を取り戻すことができるよう、心からお祈り申し上げます。

10 月 23 日に町長に就任し、本日で 55 日を迎えましたが、あっという間の日々でございました。この間、議員皆様のご理解とご支援を賜り、町政を進めることができましたこと、まずもって御礼を申し上げる次第でございます。

そして、本定例会にご提案申し上げました各議案につきましては、議員皆様からご理解いただき、原案どおり可決、ご承認賜りましたことに、深く感謝を申し上げますとともに、一般質問及び議案審議を通じていただきました多くのご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後の町政に活かしてまいりたいと存じます。

過ぎようとする令和 7 年は、戦後 80 年、昭和 100 年という節目の年であり、過去の歴史を改めて学ぶ機会が多くあった年でした。

国政においては、7 月に第 27 回参議院議員通常選挙が実施され、与党が参議院でも過半数割れとなり、野党が議席を伸ばし、政治にも変化が生まれ始めました。

10 月 21 日には石破内閣に変わって、憲政史上初の女性首相となる高市内閣総理大臣が誕生し、戦略的に財政出動を行うことを基本に、物価高対策を最優先に位置付けて政策を進め始めました。ガソリン税と軽油引取税の暫定税率の廃止や、強い経済を実現する総合経済対策における重点支援地方交付金の拡充により、物価高騰の影響を受けている生活者等への支援が打ち出されました。国民生活が豊かになり、安心して暮らすことができる政策

を展開され、日本が成長していくことを願うばかりであります。

当町においては、旧八雲町と旧熊石町が合併し、新八雲町が誕生してから 20 年を迎えました。合併当時は 2 万人を超えた人口も、この 20 年で 6 千人ほど減少し、人口減少、少子高齢の状況が一層厳しさを増しております。これらの課題は一朝一夕に解決に向かうものではありませんが、安心して住み続けられる八雲町を目指して、町民の皆さんの声をお聴きし、まちづくりの基本理念である町民・議会・行政による協働によって、知恵を出し合い、議論し、政策を進めてまいりたいと考えます。

この 1 年間、議員皆様には、町政運営に対し格段のご高配を賜りましたことに、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

これから年末に向けて繁忙期を迎えますが、皆様におかれましては、健康には十分ご留意され、ご家族共々、健やかに新年を迎えられ、来る令和 8 年も町民の幸せのためにご活躍くださいますよう、そして変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

1 年間、本当にありがとうございました。

○議長（大久保建一君） 私からも閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る 12 月 8 日の深夜、青森県東方沖を震源とする最大震度 6 強の地震が発生。この地震を受け、令和 4 年の運用開始後、初めて北海道三陸沖後発地震注意情報が発表され、我が町も該当地域となりました。

こうした状況下で、令和 7 年第 4 回定例会が開かれたところであります。定例会 2 日目の横田議員の一般質問の最中にも地震に見舞われましたが、幸いにして、大きなものではなく、被害もなく、大変安堵したところではあります。

災害に備えながらも、予定通り議会開催にご協力いただきました、町理事者各位には感謝申し上げます。災害の中でも、いつ起こるかわからないのが地震や津波などです。そのためにも日頃からの備えが必要であり、自助、共助、公助、防災に関する意識を高めるための取り組みをより一層強化していくことが極めて重要であると、改めて感じる機会となりました。

さて、10 月の改選後、初めてとなる本定例会は、去る 12 月 11 日に開会し、本日までの会期 6 日間にわたり、令和元年以降では、最高の 8 名の議員から一般質問が行われ、条例改正、各会計補正予算、議員発議による意見書など多くの議案が上程され、終始熱心にご審議を賜り、無事閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

改めて、議員各位ならびに町理事者各位のご協力に対しまして、議長として中心より感謝申し上げます。

町長をはじめ、町理事者各位のこれまでの議会審議における真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、議員各位から述べられました意見、提言等につきましては、十分に尊重され、特に新町長としての具体的な施策立案や予算編成において、熟慮していただきたい持続可能な行政運営のために、一層の熱意とご努力を重ねていただきますよう、お願い申し上げます。

令和7年は、デジタル化の推進、災害に強い地域づくり、安定的・継続的な医療、介護サービスの提供、地場産業、地域経済の活性化、公共交通の充実化といった重要な課題がより浮き彫りになった年であったと感じています。

私ども町議会においては、効果的でわかりやすい議会の運営と、町民の意思を反映した開かれた議会を目指し、議会報告会、議会カフェを開催してまいりました。改選で3人の新人議員を迎え、これからもさらに自己研鑽と議会改革を重ね、資質の向上を図りながら、町民主役のまちづくりに向けて、議員14名で努力してまいる所存でございます。

これから慌ただしい時期を迎えますが、この1年間町議会に寄せられました関係各位のご向上、ご協力に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、議員並びに町理事者をはじめとする職員皆様におかれましては、病気や怪我に十分ご留意いただき、ご家族と共々ご多幸で、希望に溢れた新年を迎えられますよう、ご祈念申し上げます。

報道関係者におかれましては、議会活動を迅速、的確に報道され、町政の推進に側面からご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

終わりになりますが、今後も八雲町発展のために、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、令和7年第4回定例会の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎ 閉会宣言

○議長（大久保建一君） これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

よって、令和7年第4回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時22分〕